

参考例

〇〇〇〇会 会則

(名称) ←**必ず、明記ください。**

第1条 本団体は、〇〇〇〇会（以下、「本会」という。）と称する。

(事務所) ←**必ず、明記ください。**

第2条 本会の事務所は、下妻市〇〇××番地に置く。

(目的) ←**必ず、明記ください。**

第3条 本会は、〇〇〇〇に関する活動を行うことにより、□□□□することを目的とする。

(活動内容) ←**必ず、明記ください。**

第4条 本会は、前条の目的を達成するために〇〇〇〇に関する活動を行い、次に掲げる事業を実施する。

(1) 〇〇〇〇

(2) 〇〇〇〇

(3) 前2号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事項

(会員) ←**必ず、明記ください。**

第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同し入会した者とし、次の〇種類とする。

(1) 〇〇〇〇

(2) 〇〇〇〇

(入会) ←**必ず、明記ください。**

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を〇〇に提出し、〇〇の承認を得るものとする。

(会費) ←**ある場合のみ。会費については、「総会において別に定める」等の記載も可です。**

第7条 会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

2 会費は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 〇〇〇〇

(2) 〇〇〇〇

(退会) ←**会員は「任意」で退会できることが必要です。**

第8条 会員は、退会届を〇〇に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡したとき

(2) 会費を〇年以上納入しないとき

(役員) ←**役員の名称・人数等は団体により異なります。なお、「監査」は他の役員と兼任しません。**

第9条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

(1) 会長

(2) 副会長

(3) 会計

(4) 監査

2 役員任期は〇年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員職務)

第10条 会長は、本会を代表し、その業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代行する。

3 会計は、本会の出納事務を担当する。

4 監査は、本会の業務及び財産の状況を監査する。

(役員選任)

第11条 第9条で規定する役員選任は、会員から立候補又は推薦された者の中から総会において選

出する。

(役員解任)

第12条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、〇〇の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- (2) その他解任に相当する事項が認められるとき。

(総会) ←**必ず、明記ください。総会での審議内容も定めましょう。**

第12条 本会の総会は、会員をもって構成し、年に〇回開催するものとする。ただし、必要があるときは、臨時に開催できるものとする。

2 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 会則、事業等の改廃及び変更
- (2) 事業計画並びに収支予算及び決算
- (3) 本会の解散
- (4) 委員の選任及び解任
- (5) その他本会の運営に関し重要な事項

3 総会は、会員の2分の1以上の出席で成立し、出席者の過半数で決議する。

(役員会)

第13条 役員会は、会長、副会長、〇〇、〇〇をもって構成する。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(議事録)

第14条 総会及び役員会の議事については、議事録を作成する。

(事業報告書及び決算)

第15条 会長は、毎事業終了後〇ヵ月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第16条 本会の事業年度は、〇月〇日に始まり、翌年の〇月〇日までとする。

(会計)

第17条 本会の経費は、〇〇、〇〇、〇〇をもって充てる。

2 本会の会計年度は、〇月〇日に始まり、翌年の〇月〇日までとする。

3 前項の会計年度に係る決算終了後、監査を経て、総会を招集し、決算報告を行う。

4 本会は、会員に対して、1年に1回以上の会計報告を行う。

(会員資格の抹消)

第18条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、〇〇の議決を経て、登録を抹消することができる。

- (1) 会員との連絡がとれなくなったとき。
- (2) 会員としてふさわしくないと認められる事実が発生したとき。

(会則の変更)

第19条 この会則の改正は、総会において、出席者の〇分の〇以上の承認がなければ変更できない。

(その他)

第20条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

付 則

この会則は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。